

## 4 あらゆる分野への男女共同参画の推進

### 【女性活躍推進計画】

1999(平成11)年に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

しかし、我が国の現状は、社会や地域の政策・方針決定過程の場、地域社会の活動などにおいて、まだまだ男性中心の社会構造が根強く残されています。女性の社会進出や意識、行動の多様化が進む中で、それぞれの意思に基づく活動が当たり前に行える環境づくりは大きな課題となっています。

そこで、この計画では、政策・方針決定過程の場において、男女の対等な参画機会を提供できる環境づくりに努めるとともに、雇用の場や地域社会における男女共同参画を進めるための条件づくりに取り組めます。

また、男女共同参画社会の実現には、この計画に掲げる取組を総合的・計画的に推進していかなければなりません。そのためには、官民が一体となった取組の推進や市役所内の体制整備が求められます。



## 1) 地域社会における男女共同参画の推進

男女共同参画の理念を広めていくためには身近な地域社会からの積み重ねが重要になります。しかし、現実には地域社会においても男性優位の慣習やしきたり、意思決定の仕組み等が残されており、地域において女性の意思や考え方はなかなか反映しにくい状況となっています。

しかし、コミュニティや防災など地域社会での活動において、生活者として女性の視点は不可欠であることから、経験や能力、意欲のある女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを支援します。

また、地域における課題が多様化・複雑化する中で、ボランティアの力はますます必要になる反面、少子化や高齢化により地域を支える担い手の不足が懸念されることから、今後、地域における活動の主体となることが期待されるNPOやボランティアなどの支援とネットワークの形成に取り組みます。

### 【4-1-1】市民活動における男女共同参画の促進

#### 1) 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

地域コミュニティにおける男女共同参画施策の推進に向けて、地域活動の実態調査を踏まえた参画促進の広報の実施やコミュニティ活動の活性化に向けた活動支援等を推進します。

##### <主要事業>

- 地域コミュニティ活動の支援 (統合政策課)
- ☆実態調査による参画促進に向けた情報啓発 (統合政策課)

#### 2) ボランティア、NPO 組織の活動支援

地域活動の新たな担い手として、また参加意欲ある人の受け皿として期待されているボランティアやNPO団体の支援を推進します。

##### <主要事業>

- ボランティアと市民と行政を結ぶネットワークの形成 (統合政策課)
- NPO団体、ボランティアに関する活動の支援 (統合政策課)
- ☆ボランティア活動活性化のための人材育成 (全課)

### 【4-1-2】地域防災における男女共同参画の推進

#### 1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

地域における多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の防災対策の検討において、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進や防災意識の向上に取り組みます。また、地域の避難所においても、男女共同参画の視点に立った運営ができるよう、周知・訓練に取り組みます。

##### <主要事業>

- ☆防災対策の検討機会への女性の参画促進 (防災安全課)
- ☆子育て世代向け防災講座の開催 (防災安全課)
- ☆男女共同参画からの避難所運営マニュアルの見直し (防災安全課)

### 【4-1-3】新たな分野における男女共同参画の推進

#### 1) 新たな分野における男女共同参画の推進

今まで男女という性別を理由に参画が進まなかった分野の活動における男女の積極的な参画促進を図ります。

##### <主要事業>

- 消防団、防災活動への参画促進 (防災安全課)
- 保育士、介護・看護職、建設業等多様な職業選択の情報発信 (全課)
- ☆農林業や漁業等第1次産業への就業支援 (産業振興課)

## 2) 政策・方針決定過程における男女共同参画

市民ニーズや生活スタイルが多様化する中で進めるまちづくりには、人口の半分以上を占める女性の積極的な社会活動への参画が必要になります。しかし、現状では、各種審議会や委員会、議会などにおける男女の構成割合は大きな格差を生じたままの状態です。男女の意見を平等に反映したまちづくりを進めるためには、女性の積極的な登用を進めることが求められています。

そこで、審議会や委員会等の政策決定過程への積極的な女性の進出を図るとともに、女性の社会参加に向けた人材の育成に取り組みます。

### 【4-2-1】人材育成の充実

#### 1) 女性に対する人材育成の推進

政策・方針決定に参画する人材の育成を図るため、女性団体や組織の活動を支援するとともに、リーダーとなるべき女性の人材養成に努めます。

##### <主要事業>

- 教養講座の開催 (統合政策課・生涯学習課)
- 各種団体に対する活動支援 (統合政策課)

#### 2) 女性の声を反映させる機会の提供

市政の様々な分野や場面に女性の意見を反映するために、積極的格差改善措置の視点による多様な意見交換機会の提供を推進します。

##### <主要事業>

- 女性による市政に関する意見交換会の開催 (統合政策課)
- ☆女性によるまちづくり会議の開催 (統合政策課)

### 【4-2-2】審議会等における男女共同参画の推進

#### 1) 審議会等における男女共同参画の推進

審議会や委員会等の政策決定過程への女性の参画推進を図るため、公募枠の拡大や選考基準の見直しにより幅広い人材の登用を目指します。また、幅広い人材が容易に会議等に出席できる環境づくりに努めます。

##### <主要事業>

- ☆女性登用の目標値設定の基準策定 (統合政策課・総務課)
- ☆現行の選考基準の見直し (全課)
- ☆開催時刻や開催方法の多様化の推進 (全課)
- ☆託児サービスの実施 (全課)
- ☆女性を含む地域活動の人材リスト作成 (統合政策課)

### 【4-2-3】市役所内における男女共同参画

#### 1) 市役所内における男女共同参画

男女共同参画社会の実現に向けて積極的な役割を果たす必要のある行政が、その役割を十分に遂行できるよう、庁内体制の確立と機能の強化を図り、関係部局の連携のもと取組を推進します。

#### <主要事業>

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ○男女共同参画推進会議の機能強化     | (統合政策課) |
| ☆女性職員の雇用環境の見直しと登用の促進 | (統合政策課) |
| ○職員研修、意識啓発の充実        | (統合政策課) |
| ☆ワーク・ライフ・バランスの推進     | (統合政策課) |